

愛知県立時習館高等学校部活動運営方針

制定 平成31年4月18日

1 目的

- (1) 部活動を通してスポーツや文化・芸術活動に取り組ませることで、健全な心身の成長を促す。
- (2) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 本校で設置する部等

(1) 運動部

サッカー男女・ハンドボール男女・バスケットボール男女・バレーボール男女・野球男・卓球男女・ソフトテニス男女・テニス男女・柔道男女・剣道男女・陸上男女・山岳男・水泳男女・バドミントン男女・弓道男女・ラグビー男・ソフトボール女

(2) 文化部

放送・美術・書道・演劇・外国語・文学・吹奏楽・SSH 数学・SSH 生物・SSH 物理・SSH 化学・SSH 地学・家庭・茶道・華道・歴史・応援団

(3) その他

ゆりのき会 (ボランティア)

3 活動計画

本校の教育目標の「健全な心身と豊かな感性を持ち、逞しく生きる人間を育成する」を踏まえるとともに、生徒の心身の成長バランスを考え、以下の活動を原則とする。

(1) 活動時間

準備・片付けを含め平日は3時間程度、週休日・祝日・長期休業期間・午前授業日等は4時間程度(練習試合等を除く)とする。

なお、3月～10月は午後7時00分、11月～2月は午後6時30分を下校時間とする。ただし、顧

問が延長許可願いを提出し許可されれば、顧問が立ち合う場合に限り 30 分間の延長ができる。

(2) 定期考査期間

定期考査発表日から定期考査終了日前日までは部活動を行わない。ただし、大会が近い（考査終了日から 1 週間程度後）など、特別な事情がある場合、1 時間程度の活動を行ってよい。

(3) 年末年始等の学校閉庁日は活動を行わない。

(4) 休養日

原則として、平日 1 日以上・週休日等 1 以上の週 2 日以上とする。年間を通して、(2) (3) を含む年間 50 日以上の休養日を設けることとする。

* (1) (4) については、繁忙期（大会・強化期）等に上記の範囲を超えて活動を希望する場合は、保護者の了承を得て、顧問が延長許可願いを提出し許可を得る。

4 各部の運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできない大切なことであるから、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。年度当初、この運営方針を公表する。月間活動計画については、事前に直接顧問から生徒及び保護者に周知する。